

## 第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年7月31日 原規規発第1507314号）

(施行期日)

第1条

2. 第57条の図57，第60条の図60及び添付2（管理対象区域図）については、タンク設置エリア拡張に伴う周辺監視区域柵の設置工事が終了した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年7月9日 原規規発第1507095号）

(施行期日)

第1条

2. 第26条第2項（2）については、水位監視装置の設置工事が完了し、運用を開始した時点から適用するものとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成26年7月9日 原規規発第1407091号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条，第38条，第39条，第42条の2及び第81条については、雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）及び添付2（管理対象区域図）の図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については、各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。

添付2については核物質防護上の理由から  
公開しないこととしております。

## 添付2 管理対象区域図

(第45条, 第47条及び第48条関連)